

「新入学(園)児童・幼児等を交通事故から守る運動」推進要領

目的	新入学(園)シーズンを迎えるにあたり、新たに通学・通園することもたちに対し、車社会に順応できる交通安全知識を身につけさせ、安全で正しい交通行動を習慣づけるとともに、その安全を確保するための効果的な諸対策を講じて、交通事故から児童・幼児等を守ることを目的とする。												
期間	令和5年4月6日(木)～30日(日)	主唱	奈良県交通対策協議会										
推進要領	本運動の輪が、地域、職場、学校・園及び家庭などに幅広く浸透し、住民の自主的参加と関係機関・団体などの積極的な対応がみられるように地域ぐるみ、家庭ぐるみの取り組みに配慮するとともに、実情に即した交通安全活動の積極的推進に努め、本運動の効果的な展開を図る。												
重点推進事項	実施内容												
広報活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 各種広報媒体を活用し、本運動の趣旨の徹底、交通弱者に対する思いやりのある交通行動の励行などを強調した広報啓発に努める。特に、家庭を中心とした安全啓発とその実践を広く呼びかける。 (2) 新入学(園)児童・幼児等とその保護者に対して、日常生活で安全に道路及び通学(園)路を通行するための交通安全広報啓発を促進する。 (3) 新入学(園)児童・幼児等へ、夕暮れ時・夜間における歩行中・自転車乗用中の反射材用品等の着用を推進する。 												
道路交通環境の整備	通学(園)路、生活道路などの点検活動を強め、子どもの安全と利便性に配慮した、人優先の交通安全施設の整備改善に努める。特に、飛び出しマーク、自転車の安全通行を確保する施設などの整備、安全通行を阻害している路上物件の放置、道路の不正使用、違法駐車などをなくすための自主規制活動の推進に努める。												
交通安全教育及び指導の強化	<ul style="list-style-type: none"> (1) 新入学(園)児童・幼児等については、規則正しい生活行動を習慣づける指導を強化し、同時に交通ルール・マナーを理解させ、身近な交通環境に対して安全に行動できるよう参加・体験・実践型教育手法を活用するなど、具体的、実践的な交通安全教育を推進する。 (2) 保護者向けの教室など各種研修会の開催に努め、保護者の指導力を高めて家庭における子どもの交通安全教育を推進する。 (3) 児童・幼児等を対象とした交通安全組織の結成並びに既存組織の育成強化を図り、地域、学校・園、家庭が一体となった組織的交通安全教育活動を強化する。 (4) 自転車の安全利用については、「自転車安全利用五則」を活用した自転車利用者に対する交通ルールの遵守・マナーの向上と点検整備についての指導を徹底する。特に自転車に乗り始めてまもない児童・幼児等は知識、技術ともに不足しているため、家庭での継続的な教育を推進する。 (5) 「奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化、未成年の保護者は子どもの自転車利用に係る自転車保険への加入が義務となっており、自転車保険の加入について啓発を行う。 												
	<p style="text-align: center;">◇◇自転車安全利用五則◇◇</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">1</td> <td>車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>交差点では信号と一時停止を守って、安全確認</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>夜間はライトを点灯</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>飲酒運転は禁止</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>ヘルメットを着用</td> </tr> </table>			1	車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先	2	交差点では信号と一時停止を守って、安全確認	3	夜間はライトを点灯	4	飲酒運転は禁止	5	ヘルメットを着用
1	車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先												
2	交差点では信号と一時停止を守って、安全確認												
3	夜間はライトを点灯												
4	飲酒運転は禁止												
5	ヘルメットを着用												
	<p style="text-align: right;">～令和5年春の交通安全県民運動における県内統一デー～</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底推進デー</td> <td style="padding: 2px;">5月11日(木)</td> </tr> <tr> <td>横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上推進デー</td> <td>5月16日(火)</td> </tr> <tr> <td>こどもを始めとする歩行者の安全の確保推進デー</td> <td>5月17日(水)</td> </tr> <tr> <td>二輪車、原付車の交通事故防止推進デー</td> <td>5月19日(金)</td> </tr> <tr> <td>交通事故死ゼロを目指す日(全国一斉)</td> <td>5月20日(土)</td> </tr> </table>			自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底推進デー	5月11日(木)	横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上推進デー	5月16日(火)	こどもを始めとする歩行者の安全の確保推進デー	5月17日(水)	二輪車、原付車の交通事故防止推進デー	5月19日(金)	交通事故死ゼロを目指す日(全国一斉)	5月20日(土)
自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底推進デー	5月11日(木)												
横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上推進デー	5月16日(火)												
こどもを始めとする歩行者の安全の確保推進デー	5月17日(水)												
二輪車、原付車の交通事故防止推進デー	5月19日(金)												
交通事故死ゼロを目指す日(全国一斉)	5月20日(土)												
保護者組織の交通安全活動	交通安全母の会などの組織が主体となって、「交通安全は家庭から」という認識のもと、交通安全活動を積極的に推進する。												
街頭活動の実施	関係機関・団体相互の連携を強化し、登下校(園)時における通行方法の指導、横断などの保護・誘導活動などの実施に努め、組織ぐるみ、地域ぐるみで交通安全活動を推進する。												
安全運転の励行	車両の運転者に対して、あらゆる機会を利用して、子どもたちに配慮した「ゆとり」「思いやり」「ゆずり合い」の精神をもった安全運転を励行するよう啓発する。特に、通学(園)路、生活道路などを通行する車両の運転者に対する広報啓発を促進する。												